

## 神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金交付要綱

平成30年3月31日 市民参画推進局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、芸術文化を通じて神戸市市街地西部地域の賑わい創出を図るとともに、地域の魅力を再発見する契機とするために開催する神戸市市街地西部（兵庫区及び長田区を中心とする。以下同じ。）における芸術祭事業に係る補助金の交付に関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、神戸市市街地西部における芸術祭事業とする。

### (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助事業を遂行するために、十分な能力を有する団体であること。
- (2) 過去に、補助事業者として不相当と認められる行為がないこと。

### (対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 神戸市市街地西部における芸術祭事業を実施するための経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

### (交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書

2 申請者は、前項に規定する補助金の交付を申請するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金規則第6条第1項による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の交付決定通知を受領後に、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（経費の効率的使用等）

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようと

するときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を，同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を，市長に提出しなければならない。ただし，前段の場合において，補助対象経費の区分ごとに配分された額の20%以内の変更はこの限りではない。

- 2 市長は，前項の申請があったときは，当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは，その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により，補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は，補助金規則第15条に基づき，補助事業の実績を報告しようとするときは，次に掲げる書類を当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後，30日以内に市長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第9号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

- 2 前項の場合において，書類の提出期限については，市長の別段の承認を受けたときは，その期限によることができる。

- 3 補助事業者は，第1項に規定する書類を提出するに当たり，補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には，当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して市長に提出しなければならない

（交付額の確定）

第12条 市長は，補助金規則第16条により補助金の交付額の確定を行ったときは，次に掲げる書類により，速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は，補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって，補助金規則第16条による補助金の交付額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には，補助金の交付額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 3 市長は，補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において，既

にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとし、返還期限は当該命令から20日以内とする。

- 4 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前条第3項並びに第4項及び補助金規則第21条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 補助金交付申請書

第 号  
平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金		
目的及び内容			
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金の額	円		
算出の基礎			
添付書類	・ 事業計画書 ・ 補助事業に係る収支予算書		

## 補助金交付決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり  
交付することに決定したので通知します。

### 記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。</li><li>上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。</li></ul>

様式第3号（第7条関係）

## 補助金不交付決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

### 1 不交付とした理由

## 補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

平成 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

印

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状を提出すること。



## 補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金	
変更の理由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	( 年 月 日 )
	完了(予定)年月日	( 年 月 日 )
補助金の額	( 円 )	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後） ・補助事業に係る収支予算書（変更後）	

（注）表中，変更前の金額は上段に（ ）書き，変更後の金額は下段に記入する。

様式第6号（第10条関係）

## 補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

## 補助金交付決定変更通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金	
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（平成 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

様式第8号（第10条関係）

## 補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、  
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金
交付決定日・番号	
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

## 補助事業実績報告書

第 号

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

### 記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金	
補助事業の期間	着手年月日	( 年 月 日 )
	完了年月日	( 年 月 日 )
補助金の額	( 円 ) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類 ・補助事業に係る収支決算書	

(注) 交付決定内容を上段に ( ) 書き, 実績を下段に記入する。

様式第10号（第12条関係）

## 補助金額確定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金
補助金の確定額	円
特記事項	

## 補助金交付決定取消通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり  
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市市街地西部における芸術祭事業補助金
補助金の額	円
取消しの理由	